

2020 年 10 月 20 日

中国専利法第 4 回改正法が成立～2021 年 6 月 1 日から施行～

N G B 株式会社 顧問

中国弁護士・日本付記弁理士

張 華威

中国専利法の第 4 回改正作業は 2011 年にスタートしてから高い注目を浴びてきたが、ようやく 2020 年 10 月 17 日に中国全国人民代表大会常務委員会において採決され成立した。改正法は 2021 年 6 月 1 日から施行となる。

改正法における主な改正点の概要は、以下のとおりである。

- 故意侵害に対する懲罰的損害賠償（原告損失、被告利益または実施料の 1~5 倍）
- 法定損害賠償額の引き上げ（裁判所の裁量による賠償額は 3 万元~500 万元）
- 書類提出命令（侵害利益算出のための帳簿・資料）
- 行政局による専利侵害の強制調査権の付与と専利詐称行為の取締り強化
- 専利情報公共サービスシステムの構築
- 部分意匠制度の創設
- 意匠存続期間の延長（出願日から 15 年）
- 存続期間延長制度の創設（審査遅延の場合と薬事承認の場合を含む）
- 医薬品特許紛争早期解決メカニズムの創設（パテントリンケージ）
- 開放許諾制度の創設（開放許諾した場合の年金減免制度あり）
- 特許を受けられない発明の拡充（原子核の物質だけでなく変換方法も特許対象外）
- 技術評価書の請求主体の拡充（被疑侵害人も請求可）
- 行政改革に伴う審判部の名称の変更（専利復審委員会→専利復審及び無効審理部）
- 職務発明の使用人の処分権の明確化及び奨励形式の多様化（株式等による奨励）
- 優先権証明書の提出期限緩和（特実の提出期限は最初の出願日から 16 カ月以内）
- 新規性喪失の例外の拡充（国の緊急状態等における公益目的の開示も適用可）
- 信義誠実の原則の明文化
- 侵害及び補償金請求権の消滅時効の延長（2 年→3 年）
- 意匠権における国内優先権の創設（中国における最初の出願日から 6 か月以内）
- 仮処分命令の対象の拡充（権利の実現を阻害する行為）

今回の専利法の改正は、実体面と手続面のいずれにおいても権利者にとって一層権利行使がしやすい環境を作り、且つ権利の活用を促進することが大きな特徴である。専利法実施細則及び審査指南の改正も見込まれ、具体的な運用について規定されることとなる。

本稿では、この中で筆者が特に重要と思う条文を抜粋し、具体的に解説する。

1. 部分意匠制度の創設

第2条（現行専利法第2条に対する修正）

・・・

意匠とは、製品の全体または一部の形状、模様又はその組み合わせ及び色彩と形状、模様の組み合わせに対して行われた美観に富んだ且つ工業的に応用可能なデザインをいう。

・・・

解説：

意匠の定義に製品の「一部」のデザインが追加されることにより、部分意匠制度が創設された。現行法に基づく実務では、日本の部分意匠出願を優先権の基礎として全体意匠を出願していたが、改正法施行後は部分意匠の優先権基礎は部分意匠でなければならない可能性がある。また、部分意匠の侵害の判断および全体意匠と部分意匠の先後願関係をどのように処理するかなどについても注目される。具体的な運用については、今後想定される専利法実施細則及び専利審査指南の改正で明らかになると思われる。

2. 職務発明の使用者の処分権の明確化及び奨励形式の多様化

第6条（現行専利法第6条に対する修正）

本単位の任務を執行し、又は主に本単位の物質技術条件を用いて完成させた発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専利を出願する権利は当該単位に帰属し、出願が認可された後は当該単位が専利権者となる。

当該単位は、その職務発明創造の専利を出願する権利と専利権を法により処分し、関連する発明創造の実施及び運用を促進することができる。

第15条（現行専利法第16条に対する修正）

専利権を付与された単位は職務発明創造の発明者または設計者に対して奨励を与えなければならない。発明創造の専利が実施された後に、その普及・応用の範囲及び取得した経済効果と利益に基づき発明者または設計者に対して合理的な報酬を与えなければならない。

国家は専利権を付与された単位が財産権による奨励を行い、株式、オプション、配当などの方式により発明者又は設計者に対して合理的にイノベーション収益を享受させることを推奨する。

解説：

ここにいう「単位」とは、「個人」に対応する概念であり、ここでは主に従業員が所属する会社、大学、研究所その他各種組織を指す。改正法では、従業員が所属する単位（使用者）が当該職務発明にかかる専利を受ける権利又は専利権を処分できることを明文化した。同時に、発明者や設計者に対して現金以外のインセンティブを与えることを奨励している。なお、奨励の具体的な基準は専利法実施細則や職務発明条例（制定中）において定められる。

3. 信義誠実の原則・権利濫用の禁止

第20条（新設）

専利の出願及び専利権の行使は信義誠実の原則に従わなければならない。専利権を濫用して公共に利益と他人の合法的な権利を阻害してはならない。

専利権を濫用して競争を排除、制限し、独占行為を構成するときは、『中華人民共和国反壟断法』に従い処理する。

解説：

専利権の保護が強化されることに伴い、不当な利益を得るためや他人に損害を与えるために専利制度が悪用される危険性が生じる。そこで本改正は、権利の濫用によって公共の利益や他人の合法的な権利が阻害されたときに対応できるよう信義則を明文化する。それが競争を阻害するような独占行為に該当するときは中国の独禁法である『反壟断法』に従い処理することも明記された。

4. 專利情報公共サービスシステムの構築

第 21 条（現行專利法第 21 条への追加）

．．．

国务院專利行政部門は專利情報公共サービスシステムの構築を強化させ、完全、正確且つ適時に專利情報を公表し、專利情報基礎データを提供し、定期的に專利公報を出版し、專利情報の伝達及び利用を促進しなければならない。

．．．

解説：

特許庁による情報開示サービスの強化を義務付ける規定である。社会全般がインターネットを通じて今まで以上に早く、正確に情報を取得できるようにすることを目的とする。

5. 新規性喪失の例外の拡充

第 24 条（現行專利法第 24 条への追加）

專利を出願する発明創造は、出願日前 6 か月以内に下記のいずれかに該当する場合は新規性を喪失しないものとする。

（一）国家に緊急状態又は非常事態が発生した際に、公共の利益を目的として初めて公開する場合

．．．

解説：

中国において新規性喪失の例外の適用条件は極めて厳しく、今まで適用された実績はかなり少ない。本改正により、例えば COVID-19 の感染拡大による緊急な状態において、特効薬の発明を公開するときは同条の適用を受けられるようにし、特許制度が公共の利益の足かせにならないように配慮した。

6. 専利権を受けることができない対象の拡大

第 25 条（現行専利法第 25 条に対する修正）

下記各号に対しては、専利権を付与しない：

．．．

（五）原子核の変換方法及び原子核の変換方法によって得られた物質。

．．．

解説：

現行法では第五号に「原子核の変換方法によって得られた物質」のみが規定されているが、改正法では「原子核の変換方法」も特許を受けられないこととした。

7. 意匠権の国内優先権の創設

第 29 条 2 項（現行専利法第 29 条に対する修正）

出願人は、発明又は実用新案について中国で最初に専利出願を提出した日から 12 か月以内又は意匠について中国で最初に専利出願を提出した日から 6 か月以内に、国務院専利行政部門に対して同一の主題について専利出願を提出する場合は、優先権を享受できる。

解説：

現行法では、意匠出願についてはパリ優先権が主張できるのに対し国内優先権を主張することができないため、中国出願人と外国出願人との不平等が生じていた。改正法では、中国で最初に出願した日から 6 か月以内であれば意匠出願についても国内優先権を主張できるようになる。応用の場面としては、類似意匠の追加により拡大先願における自己衝突を回避することなどのメリットが想定される。

8. 優先権書類の提出期限の緩和

第 30 条（現行専利法第 30 条に対する修正）

出願人が発明又は実用新案専利の優先権を要求するときは、出願時に書面による声明を提出し、且つ最初に発明、実用新案の専利出願を提出した日から 16 か月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が意匠専利の優先権を要求するときは、出願時に書面による声明を提出し、且つ 3 か月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

書面による声明を提出せず、又は期限が過ぎても専利出願書類の副本を提出しなかった場合は、優先権を要求しなかったものとみなす。

解説：

「最初に提出した専利出願書類の副本」とは、優先権証明書のことである。現行法では、特許又は実用新案に関しても出願から 3 か月以内に優先権証明書を提出しなければならないが、改正法では、最初の出願日（すなわち優先日）から 16 か月以内に提出すればよいとした。なお、日中の間では現在 DAS による優先権主張が普及している。

9. 意匠権の存続期間の延長

第 42 条 1 項（現行専利法第 42 条に対する修正）

発明専利権の期限は 20 年であり、実用新案専利権の期限は 10 年であり、意匠専利権の期限は 15 年であり、いずれも出願日から起算する。

解説：

ハーグ協定の要求を満たすために、意匠権の存続期間を 10 年から 15 年に引き伸ばした。なお、起算日は「出願日」であることに注意が必要。

10. 存続期間延長制度の創設

第 42 条 2 項（新設）

発明専利出願日から 4 年を満了し、且つ実体審査請求の日から 3 年を満了した後に発明専利権が付与されたときは、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて発明専利の権利付与過程における不合理な遅延について専利権の期限を補償する。ただし出願人により生じた不合理な遅延は除く。

第 42 条 3 項（新設）

新薬発売審査承認により占めた時間を補償するため、中国における発売承認を得た新薬に関する発明専利については、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権の期限を補償する。ただし補償期限は 5 年を超えてはならず、新薬の発売が承認された後の総有効専利権期間は 14 年を超えてはならない。

解説：

日本の存続期間延長登録制度を参考して設けられたと考えられる。

2 項は審査における不合理な遅延を補うための延長であるが、期間の要件を満たせば延長できるのか、それとも「不合理」と認められるためには他に条件があるのかは現時点では明らかになっていない。また、「出願人により生じた不合理な遅延」についても今後の解釈が注目される。

3 項は薬事承認審査に費やした期間を補うため延長であるが、薬事承認が得られてから 14 年間の上限を設けている点で日本と異なる。

11. 開放許諾制度の創設

第 50 条（新設）

専利権者が書面により国務院専利行政部門に対して、いかなる単位又は個人に対してもその専利の実施を許諾する意思がある旨の声明を行い、且つ許諾実施料の支払い方法と基準を明らかにしたときは、国務院専利行政部門はこれを公告し、開放許諾を実施する。実用新案、意匠専利について開放許諾の声明を提出するときは、専利権評価報告を提出しなければならない。

専利権者が開放許諾の声明を撤回するときは書面により提出しなければならない、国務院専利行政部門がこれを公告する。開放許諾の撤回が公告されたとき、先に付与された開放許諾の効力には影響しない。

第 51 条（新設）

いかなる単位又は個人も開放許諾にかかる専利を実施する意思を有するときは、書面により専利権者に通知し、公告された許諾実施料の支払い方法及び基準に基づいて許諾実施料を支払うことにより専利の実施許諾を受けることができる。

開放許諾の実施期間、専利権者の納付する専利年金を減免する。

開放許諾を実施する専利権者は、被許諾者と許諾実施料について協議の上、通常実施許諾を付与することができるが、当該専利について独占的又は排他的許諾を付与してはならない。

第 52 条（新設）

当事者は、開放許諾の実施について紛争があったときは、当事者の協議により解決する。協議を望まず又は協議が成立しない場合は、国務院専利行政部門に対して調停を申し立て、又は人民法院に提訴することができる。

解説：

開放許諾制度は権利の活用を図るために、欧州のライセンスオブライイトを参考にして本改正において新設された制度である。この制度により、権利者は眠っている権利を現金化するだけでなく、特許年金を減額することができる。一方で第三者は特許権者との交渉の手間が省け、非差別的かつ平等な条件でライセンスを受けることができる。

実用新案権と意匠権は中国では無審査（ただし最近実用新案は新規性に対して初歩的な審査をするようになった）であるため、権利が安定していないことが懸念される。そこで、これらに権利に対して開放許諾を行う際は、専利評価報告の提出を義務付けた。

また、権利者は開放許諾をした後でも特定の第三者と個別に協議をして異なる条件の通常実施権を付与することができるが、開放許諾の性質上独占的实施権や排他的実施権を別途付与することはできない。

専利権者は、事後的に開放許諾の声明を取り下げることができるが、声明を取り下げる前に発生した許諾権の効力には影響しないこととし、実施権の実効性を図っている。

12. 技術評価書の請求主体の拡充

第 66 条 2 項（現行専利法第 61 条に対する修正）

専利侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に関わるときは、人民法院又は専利業務を管理する部門は、専利権者又は利害関係人に対し、専利侵害紛争を審理、処理する証拠として、国務院専利行政部門が関連実用新案又は意匠に対して検索、分析及び評価をしてから発行する専利権評価報告を求めることができる。専利権者、利害関係人又は被疑侵害者は自発的に専利評価報告を提出することができる。

解説：

ここでいう「利害関係人」とは、例えばライセンシーなどの権利者側に属する者をいい、現行法では第三者が技術評価書を請求することができなかった。改正法により、被疑侵害者が自発的に技術評価書を提出できるようになったが、「被疑侵害人」と認められるためにはどのような条件を満たすべきかが明らかになっておらず、今後の運用が注目される。

13. 行政機関による専利詐称行為に対する罰則強化及び専利侵害行為に対する強制調査権

第 68 条（現行専利法第 63 条に対する修正）

専利を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、専利の法執行を担当する部門は是正命令を下してこれを公告するとともに、不法所得を没収し、不法所得の 5 倍以下の過料を併科することができる。不法所得がなく又は不法所得が 5 万元以下である場合は、25 万元以下の過料を科すことができる。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する。

第 69 条（現行専利法第 64 条に対する修正）

専利の法執行を担当する部門が、既に取得した証拠に基づいて、専利権詐称被疑行為を取り締まるときは、下記の措置を採ることができる。

- （一）関連する当事者を尋問し、違法被疑行為に関連する状況を調査すること
- （二）当事者が違法被疑行為を行った場所に対して現場検査すること
- （三）違法被疑行為に関連する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製すること
- （四）違法被疑行為に関連する製品を検査すること
- （五）証拠により専利詐称であると証明できる製品を差し押さえ又は留置すること

専利業務を管理する部門が専利権者又は利害関係人の請求に応じて専利侵害紛争を処理するときは前項第

（一）号、第（二）号、第（四）号に記載する措置を採ることができる。

専利業務を管理する部門、専利の法執行を担当する部門が法により前二項に規定する職権を行使するときは、当事者はこれに協調、協力するものとし、拒絶、妨害してはならない。

第 70 条（新設）

国务院専利行政部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。

地方人民政府の専利業務を管理する部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、専利権侵害紛争を処理する。本地域内において同一の専利権を侵害する事件は併合して処理することができる。地域を跨って同一の専利権を侵害する事件については上級の人民政府の専利業務を管理する部門に処理を請求することができる。

解説：

専利法では、違法行為として専利権侵害行為と専利詐称行為が規定されている。専利詐称行為とは、特許権が付与されていないのに特許製品であると偽ったり、特許証を偽造したりする行為などが含まれる。専利権侵害行為は権利者のみの利益を害するが、詐称行為は公共の利益を害することになるため、現行法は専利詐称行為に対しては行政罰や刑罰を設け、行政機関による当事者尋問、現場検査、資料の閲覧・複製などの強制調査権を認める一方で、専利侵害行為における行政機関の過度な介入については慎重な態度を取っている。改正法では、専利権侵害行為についても一定の強制調査権を認めることとした。

また、専利詐称行為の行政罰の上限額を「不法所得の 4 倍」から「不法所得の 5 倍」まで引き上げ、不法所得がない場合及び軽微である場合の上限額も「20 万元」から「25 万元」まで引き上げた。また、行政機関の強制的な調査権を専利侵害行為まで拡大した。

14. 故意侵害に対する懲罰的損害賠償

第 71 条 1 項（現行専利法第 65 条に対する修正）

専利権を侵害する賠償金額は、権利者が侵害によって被った実際の損失又は侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。権利者の損失又は侵害者が獲得した利益の確定が難しいときは、専利許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定する。故意に専利権を侵害し、状況が深刻である場合は、上記方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下により賠償金額を確定することができる。

解説：

保護の強化を図るために、故意に専利権を侵害する者に対して、裁判所は懲罰的損害賠償を命じることができることとした。米国をはじめとする懲罰的損害賠償制度を有する主要国家では 3 倍賠償が主流であるが、改正法では最大 5 倍の賠償を認めている点が注目される。ただし、ここでいう懲罰的損害賠償は、①権利者の損失、②侵害者が獲得した利益及び③専利許諾実施料により算出した額にかかるものであり、後述する法定賠償には適用されない。なお、深刻であるか否かは、侵害行為の状況、規模、損害結果などの状況が勘案されるが、考慮される要因は上記に限られない。

15. 法定損害賠償額の引き上げ

第 71 条 2 項（現行専利法第 65 条に対する修正）

権利者の損失、侵害者が獲得した利益及び専利許諾実施料のいずれも確定できない場合は、人民法院は専利権の種類、侵害行為の性質及び状況などの要素に基づき、3 万元以上 500 万元以下の賠償を確定することができる。

賠償金額には、さらに権利者が専利権侵害行為を阻止するために支払った合理的な出費を含めなければならない。

解説：

損害賠償は専利権者の損失、侵害者の利益、実施許諾料などの算定方法があるものの、実務上は上記のいずれも確定できない場合が多い。現行法では裁判所の裁量により 1 万元以上 100 万元以下の賠償額を確定できるが、それでは十分な保護を図れない。そこで、改正法では裁判所の裁量の範囲を 3 万元以上 500 万元以下まで引き上げた。

16. 書類提出命令

第 72 条 4 項（新設）

権利者が既に立証に力を尽くしたにもかかわらず、専利権侵害行為に係る帳簿、資料が主に侵害者により把握されているときは、人民法院は賠償金額を確定するために、侵害者に対して専利権侵害行為にかかる当該帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供せず又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合は、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参照して賠償金額を判断することができる。

解説：

専利権者による損害賠償額の立証が難しいことを鑑みて、立証負担を緩和するものである。なお、本条文の内容は 2016 年 4 月から施行されている「最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」第 27 条に類似の規定がおかれている。

17. 専利権侵害と補償金請求権にかかる消滅時効の延長

第 74 条（現行専利法第 68 条に対する修正）

専利権侵害の訴訟時効は 3 年であり、専利権者又は利害関係人が侵害行為 及び侵害人 を知り又は知り得た日から起算する。

発明専利出願が公開されてから専利権が付与されるまでに当該発明を使用したにもかかわらず適切な実施料を支払わなかったとき、専利権者が使用料の支払いを請求する訴訟時効は 3 年であり、他人がその発明を使用したことを専利権者が知りまたは知り得た日から起算する。ただし専利権者が専利権の付与日より前に既にこれを知りまたは知り得たときは、専利権の付与日から起算する。

解説：

本条文は専利権侵害に基づく損害賠償請求権と補償金請求権の消滅時効を規定する。2012 年の民事訴訟法の改正に伴い、一般的な消滅時効は 2 年から 3 年に引き伸ばされたが、現行の専利法には消滅時効が 2 年であると規定しているため、「特別法は一般法に勝る」の原則に基づき裁判所では依然として 2 年を適用してきた。そこで改正法は、上記期間を新しい民事訴訟法に一致させるべく消滅時効を 3 年と規定した。また、起算日は侵害人を知り又は知り得たことを条件とした。

18. 医薬品特許紛争早期解決メカニズムの創設

第 76 条（新設）

医薬品発売審査承認過程において、医薬品発売許認可の申請人と関連する特許権者又は利害関係人が、申請登録する医薬品に関連する特許権により紛争が発生したときは、関連する当事者は人民法院に提訴し、申請登録する医薬品の関連する技術方案が他人の医薬品専利権の保護範囲に含まれるか否かについての判決を請求することができる。国務院薬品監督管理部門は規定する期限内に、人民法院の確定判決に基づき、関連する医薬品発売承認を停止するか否かを決定することができる。

医薬品発売許認可の申請人と関連する特許権又は利害関係人は、申請登録する医薬品に関連する特許権紛争について国務院専利行政部門に対して行政採決を請求することもできる。

国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と共に医薬品発売許認可及び医薬品発売許認可申請段階における専利権紛争解決の具体的な整合規定を制定し、国務院の同意を経た上でこれを実施する。

解説：

医薬品の薬事承認手続と特許紛争解決手続の整合を図るパテントリンケージの大枠となる規定である。当事者はまず申請中医薬品が特許の技術的範囲に含まれているか否かについて裁判所の判決又は行政機関の裁定を求めることができ、薬品監督管理局はその判決又は裁定に基づき承認審査を停止するか否かを判断することができる」と規定する。

なお、パテントリンケージの詳細な規定に関しては、国家薬品監督管理局と国家知識産権局が共同で別途『医薬品特許紛争の早期解決メカニズムの実施弁法（試行）』を制定しており、2020 年 10 月 25 日までパブリックコメントを募集している。

以上